



第5次さむかわ男女共同参画プラン(案) 概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和2年12月14日(月) ~ 令和3年1月12日(火)まで

「第5次さむかわ男女共同参画プラン(案)」に対する

皆様のご意見をお待ちしています

町では男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を目指して、「第4次さむかわ男女共同参画プラン」を策定し、取組みを進めています。計画の最終年度を迎え、引き続き男女共同参画社会の実現に向け取り組むため「第5次さむかわ男女共同参画プラン(案)」(計画期間：令和3年度から令和6年度)を作成いたしました。また、この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく基本計画の性格も併せ持ちます。

《計画の基本理念》

寒川町では、「男女共同参画社会の形成」を基本理念とし、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくこと」が基本理念の実現につながるものと考えています。

《基本的な考え方》

基本理念実現のため、個人個人の意識向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みづくりが必要です。この計画では基本的な考え方を次の3つに整理し、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組めます。

- (1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり
- (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
- (3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

《基本目標》

基本理念に基づいて次の4つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

- I あらゆる分野での女性の活躍推進
- II 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶
- III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり
- IV 男女共同参画社会への理解促進

⇒計画全般について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

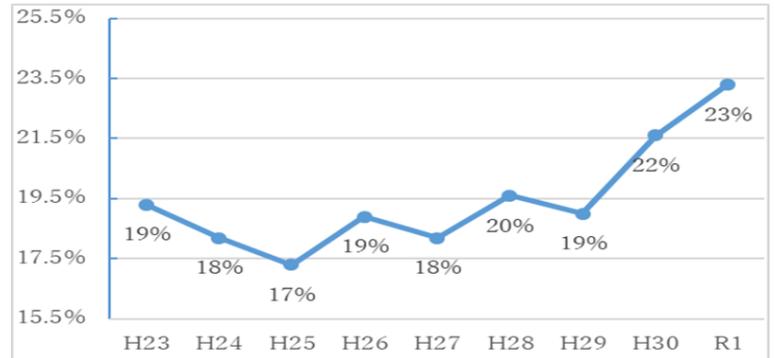
★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料をご覧ください。

基本目標Ⅰ

あらゆる分野での女性の活躍推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠です。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、男女間の実質的な参画機会の平等を図るといった観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要です。寒川町の審議会における女性委員の比率は23.3%（令和元年4月1日現在）であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。そこで、事業所や町民に対し意識啓発や学習の機会を提供することにより、女性も活躍しやすい環境づくりを目指します。

【寒川町審議会における女性委員比率】



1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

- (1) 事業所等への女性登用の促進
- (2) 町審議会などへの女性委員の登用
- (3) 住民活動などにおける女性の活躍推進

2 働きたい、働き続けたい女性の支援

- (1) 女性の人材育成の充実
- (2) 女性の積極的な社会参画のための情報提供

【内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成】

基本目標Ⅱ

男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会の形成には、性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されることが求められます。個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できる環境づくりを目指します。

そして、人権侵害となるあらゆる暴力は決して許されるものではありません。誰もが健やかで、生き生きと暮らすことができる社会を形成するために、異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶を目指します。

また、男女がお互いを理解し、健康に過ごせる社会を形成するために男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

1 異性に対する暴力防止の対策

- (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援
- (2) 各種ハラスメント防止対策の推進

2 人権尊重のための対策

- (1) 人権侵害防止のための支援

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

- (1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援
- (2) 性に関する正しい知識と普及啓発

【配偶者からの暴力】



【備考】

1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。
2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。
3. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
心理的攻撃: 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
経済的圧迫: 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

【ひとりひとりが幸せな社会のために令和元年版データ（内閣府）】

基本目標Ⅲ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり

男女がお互いの価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や、家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備を図る必要があります。誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味などを自分に合ったバランスでできるよう、男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供を行います。また、保育環境の充実や家事、育児、介護への男性の参加の促進を図ります。

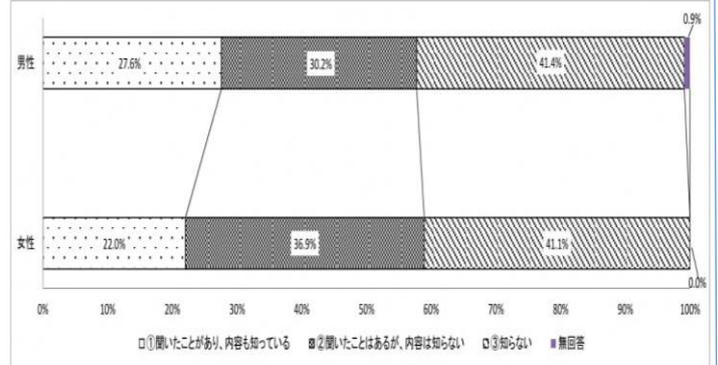
1 誰もが働きやすい就業環境づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスについての理解促進
- (2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実
- (3) 育児・介護に関する制度の理解と普及の促進

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

- (1) 子育て・ひとり親家庭への支援
- (2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進
- (3) 地域活動への参加の促進

【「ワーク・ライフ・バランス」について知っていますか。】



【寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和元年8月）集計結果】

基本目標Ⅳ

男女共同参画社会への理解促進

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

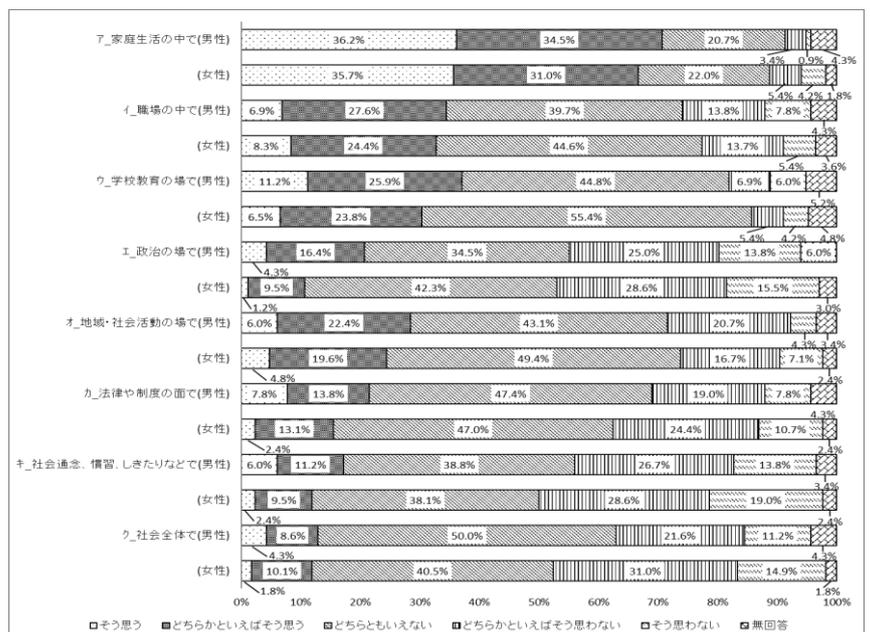
そのため、職場や地域において男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、学習機会を提供することで、町民の理解促進を図ります。

また、家庭や学校においても男女共同参画意識の醸成、男女平等教育の推進、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

【次の場面で男女が平等になっていると思いますか。】

1 さまざまな場における意識づくりの推進

- (1) 職場や地域における意識啓発
- (2) 家庭における意識啓発
- (3) 学校等における意識啓発



【寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和元年8月）集計結果】

全体資料の閲覧方法

「第5次さむかわ男女共同参画プラン（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『第5次さむかわ男女共同参画プラン』と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶QRコードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

町役場本庁舎2階情報公開コーナー、町役場本庁舎2階協働文化推進課窓口、シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川町民センターおよびセンター分室、寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：〒253-0196 寒川町宮山 165
 - ② F A X：0467-74-9141
 - ③ メール：bunka@town.samukawa.kanagawa.jp ▶メールQRコードはこちら
 - ④ 担当課へ持参
- 受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～午後5時15分まで
- ⑤資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接



(宛先)：寒川町町民部 協働文化推進課文化担当

(記入事項)

閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に、ご意見、住所、氏名（団体等の場合は所在地）をご記入の上、上記①～⑤の方法で提出してください。

※住所が町外の方は、勤務先または通学先も記入してください。

(募集期間)令和2年12月14日(月)～令和3年1月12日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第5次さむかわ男女共同参画プラン」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町町民部 協働文化推進課文化担当

住 所 〒253-0196

寒川町宮山 165 番地

電 話 0467-74-1111

F A X 0467-74-9141

「高座」のころ。

高座郡さむかわ